



令和 7 年 10 月 7 日
株式会社 海外通信・放送・郵便事業支援機構

日本～グアム～豪州間光海底ケーブル事業の株式処分の決定等について

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（東京都千代田区、代表取締役社長：大島周、以下「JICT」）は、平成 29 年 11 月に支援決定を行った日本～グアム～豪州間光海底ケーブル事業について、これまでに、本事業を支援するために行った特別目的会社に対する資金の貸付けに係る債権の処分を行い、その後、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号）第 26 条第 1 項第 1 号に基づく支援決定の撤回を行った他、今般、本事業を支援するために行った特別目的会社に対する出資に係る株式の処分を決定しましたので、お知らせします。尚、JICT は、本件債権の処分については令和 5 年 6 月 19 日に、本件株式の処分については令和 7 年 6 月 30 日に、総務大臣の認可を得ております。

JICT は、アジア太平洋地域を中心に今後大幅な通信需要拡大が見込まれる中、光海底ケーブルインフラ事業分野全般における我が国の国際競争力を一層強化するべく、平成 29 年 11 月に日本～グアム～豪州間光海底ケーブル事業に出融資することを決定いたしました。出融資後、特別目的会社を通じて、ケーブル製造・敷設を完遂し、通信インフラの強靱性強化、災害・地政学リスクの軽減に貢献するなど一定の役割を果たしました。

本事業は、I Squared Capital Advisors (US) LLC が保有・管理する Lightstorm International, Pvt. Limited において継続実施されますが、JICT としては、引き続き本事業へ関与、モニタリングを実施することとしております。

【参考】支援決定時のプレスリリース（平成 29 年 11 月 28 日）

https://www.jictfund.co.jp/wp/wp-content/uploads/2017/11/20171128_press.pdf

（問い合わせ先）

株式会社 海外通信・放送・郵便事業支援機構 経営戦略部

TEL : 03-5501-0092